

平成 30 年度訓子府町社会福祉協議会事業計画

【はじめに】

近年地域社会においても、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、単身高齢者世帯、高齢夫婦世帯の増加や核家族化により、地域のつながりも希薄化が進み、社会的孤立、悪質商法の被害など、地域における生活課題や福祉ニーズは多様化し深刻化しております。団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」においても、様々な社会保障制度改革が進められるなか、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の包括的支援体制を構築していくことが求められています。

I. 社会福祉事業関係

1. 事業方針

本会は、多様化した福祉課題について、「地域福祉の推進」という社会福祉協議会の理念に基づき、住民主体を基本として「ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり」を目指し、生活支援体制整備事業、小地域ネットワーク事業を通じて、行政はもとより、町内会・実践会はじめ、ボランティア、民生委員、各関係機関・団体等と連携を図りながら、地域社会の「つながり」を構築し、各事業・福祉活動の推進に努めてまいります。

2. 事業計画

(1) 法人運営

- ① 自主財源の確保
 - ・住民の社協の事業に対する理解を得、会員加入率の向上を図る。
- ② 組織体制の確保
 - ・執行機関である理事会、議決機関である評議員会を開催し円滑な運営及び機能強化を図る。
- ③ 監事監査を年4回、四半期ごとに実施
- ④ 役員研修の実施
 - ・社協における運営のあり方、果たすべき役割等についての研修。
- ⑤ 職員の資質向上のため各種研修会等へ職員派遣
- ⑥ 広報事業
 - ・社協事業を広く町民に理解してもらうために、社協だより（年4回）の発行及びホームページにより周知を図る。
 - ・ボランティアセンター事業推進パンフレットの発行。
- ⑦ 関係機関との連携

(2) 地域福祉事業

- ① 「ふれあい昼食会」の開催
 - 〔ボランティア協力会員の手作り料理による昼食会〕
 - ・毎月一回、70歳以上の単身高齢者を招待し、閉じこもり防止や生きがい

- づくりの場として、食事と歓談を楽しむ交流会。
 - ・希望者には社協職員が送迎。
 - ・余興として町内の各種趣味のサークルに出演を依頼。
- ②まごころ弁当配付事業の実施
 - ・ふれあい昼食会の開催に合わせて、訪問介護利用者へ、協力会員手作りの弁当を宅配。
- ③小地域ネットワーク事業の推進
 - *地域の福祉課題について、住民主体により解決を図ると共に地域のつながりを構築する。
 - ・町内会、実践会、ボランティア、老人クラブ等への支援及び助成。
 - ・見守り・訪問活動[話し相手・声かけ・安否確認]
 - ・交流事業。
 - ・民生委員児童委員協議会との連携及び「ふれあいチーム推進事業」への支援。
- ④生活支援体制整備事業の受託
 - ・生活支援コーディネーターの配置。
 - ・地域づくりに関する啓蒙・啓発。
 - ・生活支援サポーターの養成と運用の仕組みづくり。
 - ・地域のサロン活動の推進。
- ⑤心配ごとや悩みごとに対しての、相談窓口を開設

(3) ボランティア活動推進事業

- ①ボランティアセンターの運営
 - ・ボランティアコーディネート事業。
 - ・ボランティア保険加入促進。
 - ・ボランティア活動の普及。
 - ・ボランティアセンター登録者（個人・団体）の増加に努める。
 - ・町広報（折込チラシ）・社協だより等による周知及び募集。
 - ・ボランティア育成のための講習会、講座を開催。
 - ・町内小・中学校「福祉の学習」に協力。
 - ・管内ボランティア研修会等へ参加。
 - ・オホーツク圏市民活動ボランティアフォーラム参加。
- ②ボランティア団体との連携・支援。
- ③各種ボランティア活動への支援。
- ④町内各学校のボランティア活動への助成。

(4) 共同募金配分金事業

- ①共同募金委員会の事務局を担当し、事業活動の推進
- ②赤い羽根共同募金運動の実施
- ③共同募金配分金事業
 - ・広報活動。
 - ・地域福祉活動費。
 - ・ボランティアセンター運営費。
 - ・児童・青少年活動（子ども会育成連絡協議会へ活動費の助成。）
 - ・母子・父子福祉費（新生児へ誕生証書贈呈。）
 - ・老人福祉活動費助成。

- ・身体障がい者福祉活動費助成。
- ・遺族会活動費助成。
- ・社会を明るくする運動推進委員会事業費助成。
- ・民生委員児童委員協議会事業（クリスマス会）助成。
- ④歳末たすけあい運動の実施
 - ・歳末まごころプレゼント事業の実施。
（町民からの募金を“ひとり親世帯”及び“75歳以上の単身世帯”に「まごころプレゼント」として、地区担当民生委員により対象者宅を訪問し見舞金を贈呈。）

(5) 身体障がい者福祉事業

- ①障がい者外出支援サービス事業の実施（町受託事業）
- ②身体障害者福祉協会訓子府分会の事務局を担当し、活動費の助成及び事業活動を支援

(6) 高齢者福祉事業

- ①声かけ郵便事業の実施
 - ・各学校の児童・生徒及びボランティアの協力を仰ぎ、70歳以上の単身高齢者へ手紙を書き、配達時に郵便局員による「声かけ」、「安否確認」。
- ②夜光反射材付の杖を希望者へ無償で配付
- ③老人クラブ連合会の事務局を担当し、活動費の助成及び事業活動を支援

(7) その他関係福祉団体との連携

- ①北見地区保護司会訓子府町分区の事務局を担当し、事業活動を支援
 - ・社会を明るくする運動推進委員会の活動支援。
- ②釧路更生保護協会訓子府町分会の事務局を担当し、事業活動を支援
- ③訓子府町遺族会の事務局を担当し、活動費の助成及び事業活動を支援

(8) 福祉資金貸付事業

- ①生活資金等を一時的に必要とする世帯に貸付
- ②負傷又は疾病の療養に必要な経費、及びその療養期間中に生計を維持するための医療資金貸付
- ③道社協資金貸付制度（生活福祉資金等民生委員と連携）の利用促進、及び借入事務

(9) その他の事業

- ①日本赤十字社訓子府町分区の事務局を担当し、赤十字活動を推進
- ②高齢者等災害弱者の救援活動について、各関係機関等との連携
- ③災害被災者への見舞金贈呈
- ④葬儀用供花ポスターの頒布
- ⑤収集活動（リングプル等）の実施
- ⑥福祉バンク事業の実施
- ⑦物品貸与事業
 - ・歩行困難な方への、イベント参加や小旅行、短期間の家庭介護や入院等に、車イスの無償貸し出し。
 - ・レクリエーション用具等の貸出し。

Ⅱ. 訪問介護事業

1. 事業方針

介護保険制度等によるケアプランに沿った訪問介護並びに、障害者総合支援法による障がい者・障がい児の訪問介護を行い、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、介護保険認定対象外の方や、障害者総合支援法及び町が行うホームヘルプサービス（受託事業）を受けることができない高齢者や障がい者等に対して、利用者の実費負担による社協独自の事業を継続して実施し、より質の高いサービスの提供を心がけ、利用者、ご家族皆様に支持される事業所となるよう努めてまいります。

2. 事業項目

- (1) 身体介護業務（入浴・排泄・食事・通院介護等）
- (2) 生活援助業務（調理・掃除・洗濯等）
- (3) 社協の訪問介護事業『わが家で安心 訪問介護サービス事業』の実施（身体介護・生活援助・その他必要な支援）
- (4) 訓子府町在宅福祉サービス「ホームヘルプサービス」の受託
- (5) 声かけ訪問の実施
 - ①安否確認
 - ②福祉ニーズを的確に把握し、サービスの向上及び利用者の拡大を図る
- (6) 生活情報等の提供
- (7) 生活上の相談・助言
- (8) 家族との連絡調整
- (9) 事業所広報パンフレットの発行・配付
- (10) 資質向上のため各種研修会等へ職員派遣

Ⅲ. 居宅介護支援事業関係

1. 事業方針

介護支援専門員は、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、多様な介護資源から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センターをはじめ、指定居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者及び介護保険施設等の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図るとともに、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めてまいります。

2. 事業項目

- (1) 要介護・要支援者の心身の状況及び家族状況等の実態把握
- (2) 介護相談と訪問指導・助言
- (3) 介護保険居宅サービス計画の作成
- (4) 介護保険認定調査
- (5) 住宅改修の相談
- (6) サービス利用の手続き代行、利用調整
- (7) 福祉用具の展示・選定、使用方法の指導・助言
- (8) 町の在宅福祉サービス（下記）に係わる情報収集業務及び申請代行
 - ①配食サービス
 - ②除雪・排雪サービス
 - ③愛の声かけ訪問
 - ④緊急通報装置の貸与
 - ⑤訪問サービス
 - ⑥移送サービス
 - ⑦障害者外出支援サービス
 - ⑧ショートステイ
 - ⑨ホームヘルプサービス
 - ⑩住宅改修費の助成
- (9) 居宅介護支援専門員の現任研修及び各種会議・研修会等へ職員派遣